

令和7年度分介護サービス事業所等物価高騰対策支援金(障害分)交付事業 申請の手引き

1 制度の趣旨

急激な物価高騰の影響を受けながらもサービスの安定的な提供を継続している福祉サービス事業所等を支援するため、障害者支援施設を運営する法人に対し、予算の範囲内において介護サービス事業所等物価高騰対策支援金(障害分)(以下「支援金」という。)を交付するものです。

2 事業の概要

(1) 概要

障害者支援施設が負担することとなった物価高騰に係る影響額の一部に対して「令和7年度介護サービス事業所等物価高騰対策支援金(障害分)交付要綱」に基づき、支援金を支給します。

(2) 対象経費等

ア 対象経費

対象となる施設が、食材料費等の物価高騰への対策として支出した経費全般です。

イ 交付対象事業所・交付上限額等

「令和7年度介護サービス事業所等物価高騰対策支援金(障害分)交付要綱」の別表及び別表欄外の注意書きを必ず御確認ください。

対象事業所・施設については、**令和7年7月1日時点で指定を受けているもの**であり、申請時において休止・廃止しているものは含みません。

対象施設	交付額	交付上限額
【障害者総合支援法】 障害者支援施設	入所定員1人につき7,600円	760,000円

【注意事項】

次に掲げる事業所・施設は、本事業の対象となりません。

- ・国、地方公共団体(一部事務組合を含む)、地方独立行政法人等が管理・運営する事業所(指定管理制度導入施設を含む)
- ・物価高騰対策支援金(介護分)の対象となる施設
- ・**福祉型障害児入所施設として令和7年度児童福祉施設等物価高騰対策支援金の対象となる施設**

3 申請手続き

(1) 申請受付期間

令和7年11月17日(月)から12月22日(月)まで(郵送必着)

※申請の際は、法人が県内の事業所・施設分を1ファイルにとりまとめて、一括して申請してください。

【注意事項】

- ・今回(令和7年度分)の申請は1回限りです。
- ・**申請者は法人となります**。(事業所・施設名や管理者名での申請は受けません)
- ・申請書類や書類の提出先は、県ホームページで最新の情報を御確認の上、申請してください。

(2) 申請様式・記載例等

記載内容に誤り等があると支払いができませんので、確認して記入してください。

申請様式（県ホームページからダウンロードしてください）
＜静岡県ホームページ＞ ホーム ＞ 健康・福祉 ＞ 障害福祉 ＞ 県からのお知らせ ＞ お知らせ(障害者政策課) ＞ お知らせ(令和7年度) https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/1040585/1055320.html ア 交付申請書（様式第1号） イ 該当事業の申請額一覧（別紙様式1） ・申請を希望する事業所の種別に対応する様式を選択して記載してください。 ウ 支援金振込口座についての申出書（様式第2号） ・振込先金融機関の口座情報（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、名義人（カナ））が確認できる通帳のコピーを必ず添付してください。

4 申請書提出先・問合せ先

書類の提出方法は**郵送のみ**としています。

提出先・問合せ先
〒420-0851 静岡県葵区黒金町3 シャンソンビル黒金町6F 静岡県介護サービス事業所等物価高騰対策支援金事務局 電話 050-3627-1981 (受付時間：平日8時30分～17時15分 土日祝を除く)

5 申請してから支援金が入金されるまでの期間について

申請いただいた時期によりますが、概ね**令和8年2月末まで**に指定の振込口座に入金予定です。（申請書の確認作業に時間を要するため一定の時間をいただきます）

6 市町が実施する物価高騰対策支援事業との関連について

市町が実施する物価高騰対策関係の補助金等を受給している場合でも、本支援金は受給可能です。

ただし、市町側において、県支援金との重複受給について制限を設けている場合がありますので、市町側のルールを必ず確認してください。